〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

孫樹斌 様

### 

事件番号 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件 原告 孫樹斌 被告 東京都

## 事 務 連 絡

令和4年6月24日

原告 孫樹斌 様

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所民事第31部甲ロ2係 裁判所書記官 長 田 章 電話03-3581-5941 FAX 03-3580-5769



#### 記

当部で担当している国及び東京都に対する弁論は分離し、東京都に対する請求について訴訟救助する旨の決定をしましたので決定を送付します。 国に対する請求について別途特別送達郵便で送付しています。 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件

本件から、被告東京都に対する弁論を分離する。

令和4年6月16日

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 増 子 由



これは贈本である。 令和 午年 6 月2千日 東京地方裁判所民事第31部 裁判所書記官 長 田 章 惠



〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

孫樹斌 様

### 

事件番号 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件 原告 孫樹斌 被告 東京都

# 事 務 連 絡

令和4年6月24日

原告 孫樹斌 様

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所民事第31部甲ロ2係 裁判所書記官 長 田 章 電話03-3581-5941 FAX 03-3580-5769



記

当部で担当している国及び東京都に対する弁論は分離し、東京都に対する請求について訴訟救助する旨の決定をしましたので決定を送付します。 国に対する請求について別途特別送達郵便で送付しています。